文 教 委 員 会 資 料

所管事務の調査(報告)

令和4年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資 料

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価(令和4(2022)年度)」

参考資料1 令和4年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について 参考資料2 令和4年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果 について

(公益財団法人川崎市学校給食会)

令和5年8月30日 教育委員会事務局健康給食推進室

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和4(2022)年度)

所管課 法人名(団体名) 公益財団法人川崎市学校給食会 教育委員会事務局健康給食推進室 経営改善及び連携・活用に関する方針 1 法人の事業概要 令和3(2021)年度から特別支援学校を加えた市立小学校・中学校・特別支援学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの献立に必 要な給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給しています。また、学校給食費の管理に関 する事業として、引き続き、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を行います。その他、学校給食実施に寄与する講習 会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。 2 法人の設立目的 法人の概要 事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。 3 法人のミッション 本市との委託契約により、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立に おける物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑 適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、「学校給食用物資規格基準書」(以 下、「規格基準書」)に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行う とともに、給食物資を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進していきます。 本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29(2017)年12月より中学校全校で完全給食を開始し、 小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進する ことにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための 基礎を育むことを目指しています。 本法人は、本市との委託契約により、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけ でなく、国産食材を基本として様々な食材を使用し、味・品質・安全性等にも考慮するなど、本市の給食献立の方針に適し た物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安 本市施策 心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、市と連携して学校 給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っています。 における 法人の役割 政策 市総合計画上関連する 施策2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間とし 政策2-2 未来を担う人材を育成する ての在り方生き方の軸をつくる教育の推 法人の取組と関連する 市の計画 関連する市の分野別計 かわさき教育プラン【H27~R7】 第4期川崎市食育推進計画【H29~R5】 1 現状 ・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収(令和3(2021)年度以降の学校給食費に係 る未納分の債権管理を含む)及び給食物資の調達については、本市の事業となりました。 ・給食物資の調達については、本法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として約11万食分の市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給しています。今後においても、学校 給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必 要です。 ・令和2(2020)年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、本法人が未納金の回収を行います。再三の催 告にもかかわらず、所在不明、破産等のやむを得ない事情により回収の見込みがない債権については、「公益財団法人川 崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行うなど、適切に管理しています 現状と課題 ・学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業及び学校給食の普及奨励に必要な事業は継続して行ってい きます。 2 課題 ・給食物資の調達に関する事業については、今後も、本市の規格基準に適した安全・安心で良質な食材を安定的・継続的 に供給していくという法人の公益的使命を達成していく必要があります。 ・学校給食費の未納の債権管理については、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなるため、本法人 としては、催告状の発送や家庭訪問等を行い、より一層、未納の回収に努めていく必要があります。 ・これまでも効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や電子データの積極的な活用等業務改善に努めて きましたが、今後もより効率的な業務執行に努めていく必要があります。 1 経営改善項目 ・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食 費の未納金について、回収した未納給食費は市に譲渡することとなります。引き続き学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や 家庭訪問等により、回収に努めてまいります。

・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行っていきます。

取組の方向性

・公益財団法人職員としての資質向上を図るため、法人職員対象の研修会への参加、内部研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的に服務チェックシートによる自己検証を行います。

2 連携・活用項目

・今後も、本市の給食運営の方針に沿った安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資に関する連絡に対しては、給食提供前に速やかに交換、代替品等で対応していくとともに、業者指導を徹底し、学校給食事業の円滑な運営に寄与してまいります。・給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行、給食食材を活用した食育事業等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していきます。

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

(施策推進に向けた事業計画)

・安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育事業等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。 (経営健全化に向けた事業計画)

・今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。

(業務・組織に関する計画)

・正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上等の取組を推進し、法人組織体制の強化を図ってまいります。

1. 本市施策推進に向けた事業	取組
-----------------	----

Į	文組No.	事業名	指標		現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
			給食停止等の発生	合食停止等の発生件数		0	0	件	а		
			学校給食用物資料	28	28	28	社	а	В		
		安全で安心な給食物資の 安定的・継続的な供給	物資の交換等による対応数		90	87	90	件	b	ם	I
			食中毒発生件数		0	0	0	件	а		
			事業別の行政 サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	5,403,734 (5,403,734)	5,843,392 (5,843,392)	5,725,637 (5,725,637)	千円	1)	(1)	
		成長期における児童生徒	食育教材を活用した学校数		2	7	7	校	а	A	т
	_	の健全な食生活に関わる 食育の推進	食育教材を視聴した児童の理解度		95	87	98	%	а		
2	経	堂健全化に向けた取組									

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
① 安定的・継続的な事業運営		正味財産の推移	25,157	24,007	25,038	千円	a		т
•		経常収支比率	99.9	100	100	%	а	A	1

	3. 業	務・組織に関する取組								
ı	取組No.	項目名	指標		目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
ı			公認会計士による定期的なチェック の履行率	100	100	100	%	а	Α	I
I	②	法人職員対象の研修会への 内部研修会の開催		17	17	18		а		T
	۷	取組	資質向上に向けた 服務チェックシートの正答率		100	100	%	a	A	1

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上~目標値未満、c. 目標達成率60%以上~現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和3(2021)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

・1日約11万食にも及ぶ市の学校給食において、毎日安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくため、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、市の学校給食事業の円滑かつ適正な運営に努めました。

・食育では、GIGA端末等を活用してより多くの学校に展開し、また、アンケートの実施により事業内容の検証・調査研究を行うことで、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広めるための取組を推進しました。

・当法人は自主財源の確保や経常利益を目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めました。

・当法人は、年間約50億円の給食物資の調達を担う公益財団法人であるため、事業は、引き続き正確で透明性のある会計処理を行いました。また、法人組織体制を強化するため、職員の資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を実施しました。

【令和4(2022)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

・当該法人の事業は、1日約11万食にも及ぶ本市の学校給食において、毎日安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益的使命を達成することが大前提となっております。現在も、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的で円滑な学校給食運営が行えておりますが、給食物資の製造過程から学校等に納入されるまでの安全性の確保に向け、製造過程が原因で物資交換等の対応に至るような事例を減らしていくために、事業者への事前指導や指摘のあった事業者に対する再発防止策の提示、履行確認の取組を引き続き徹底していただき、本市の学校給食事業の円滑適正な運営に寄与していくことを期待します。

・児童生徒の食育の推進については、児童のアンケート等から今年度の事業内容の成果と課題を検証し、必要に応じて見直しを行いながら、より多くの学校・児童に展開していけるよう取組を進めていただくことで、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広く発信していくことを期待しています。
・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めていただくものと考えています。

・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担う公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き正確で透明性のある会計処理 を行っていただくとともに、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を推進し、法人組織体制の強化が図られること を期待します。 **法人名(団体名)** 公益財団法人川崎市学校給食会 **所管課** 教育委員会事務局健康給食推進室

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和4(2022)年度)

車業を

安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給

計 画(Plan)

現状

・本法人は市立学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの統一献立における給食物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給することで、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。 ・給食物資の安全面では、委託仕様書における規格基準書に基づき、必要物資を登録業者に提示し、入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を学校に提供しています。

・野菜や果物が一部傷んでいたものや物資に梱包材が混入していたもの等、学校や学校給食センターから納品された食材の不具合に関する連絡を受け付け、直ちに状況を確認し、必要に応じ、給食提供前に速やかに交換、代替品等により対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。

・給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を一般検査機関 に依頼し、実施しています。

行動計画

・引き続き、入札及び物資選定委員会を開催することにより、安全・安心で良質な給食物資の供給を目指します。 ・学校給食用物資納入業者登録数については、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持するため、現登録業者の運営体制をチェックするほか、新規登録希望業者へも「学校給食用物資納入業者指定登録基準」に合格し、現登録業者と同様の対応ができるか慎重に選考していきます。

・物資の交換による対応は、今後も一定程度発生していくものと考えておりますが、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に対する指導を徹底し、指摘のあった物資の納品業者に対しては、その発生原因の解明と改善策を提出させ、改善策の履行状況を確認することで再発の防止に努めていきます。 ・食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。

具体的な取組内容

・【指標1関連】給食物資が原因となる給食提供停止等を発生させないよう、毎月開催する入札及び物資選定委員会において、市が示す「学校給食用物資規格基準書」に基づいた食材を選定し、給食物資の質と安全性を確保した上で、統一献立における給食物資の共同購入を行うことで、毎日安全・安心で良質な給食物資を学校に提供します。

・【指標2関連】現登録業者の運営体制のチェックや新規登録を希望する事業者に対しての丁寧な説明、登録に当たっては現登録業者と同様の対応ができるかを慎重に選考するなどの対応により、学校給食用物資納入業者登録数及び競争性を保ちつつ、今後も規格基準書に定める物資を本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持することに努めます。

・【指標3関連】給食物資の製造過程から学校等に納入されるまでの安全性の確保に向け、事業者への事前指導の徹底による交換対応の未然防止、指摘のあった事業者に対し発生原因の解明と再発防止策を提示させます。また、製造過程が原因で物資交換等の対応に至るような事例を減らすために、健康福祉局食品安全担当の協力の下、給食物資納入業者に対する異物混入防止に関する研修を実施します。

・【指標4関連】食材の腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の微生物検査、保存料や着色料等の理化学検査を検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めることで、給食物資が起因となる食中毒発生を防ぎます。

実施結果(Do)

【指標1関連】

・委託契約の仕様書に基づき、質と安全性を確保しながら、市立学校の統一献立における給食物資の共同購入を行いました。

・令和4(2022)年度は、鳥インフルエンザの発生が過去最大となった影響を受け、とり肉、鶏卵の不足が生じましたが、事業者、市と適切な連絡・調整を行いながら、とり肉の数量の安定的な確保、鶏卵のうずら卵への変更など、物資提供が滞ることのないよう、臨機応変な対応を迅速かつ的確に行いました。

【指標2関連】

・比較的使用頻度が高く、品質・価格が一定している物資を除き、食肉類や冷凍加工品等の物資の選定に当たっては、毎月開催する物資選定委員会において、市が示す物資の規格基準に応じて登録業者から提出された見本に基づき、価格以外に品質・視覚・味覚等を確認した上で選定しました。このことにより、毎日の安全・安心で良質な給食物資の提供の他、現登録業者が規格基準書に定める物資を本市の学校給食に支障なく納品できる運営体制であることの確認にも繋がりました。

・学校給食用物資納入業者数数の維持・向上に向け、登録を希望する事業者からの問合せに対する丁寧な説明を行うとともに、ホームページにて登録の相談を随時受け付ける告知を行うことで、事業者へ広く周知しました。

【指標2・3関連】

本市施策推進に向けた 活動実績

・令和4(2022)年度は、異物混入があった①ホキフライ、②豚ひき肉、③豆腐(生揚げ)について、当該品目を納入した3事業者の給食用物資食品加工工場等を複数回視察し、今後、市の学校給食に支障なく納品していくことができる運営体制となっているかの再確認や必要に応じた改善指導を行いました。

【指標3関連】

・給食物資の製造過程から学校等に納入されるまでの安全性の確保に向け、年度当初の給食開始前に、「学校給食用物 資の衛生管理の徹底について」の依頼を行い、学校給食における食中毒の発生防止、食品の衛生管理及び食品の異物 混入防止等のために必要な事項について改めて指導しました。

・学校や学校給食センターでの検収時に物資に関する指摘があった際には、給食実施に支障が出ないよう、速やかに学校給食用物資納入業者と連携しながら、交換等の適切な措置を講じ、その都度、発生原因の解明と改善策を提出させたほか、必要に応じて改善策の履行状況を確認するなど、再発の防止に努めました。

・令和4(2022)年度に物資納入業者の製造過程が原因で発生・判明した給食物資への異物混入について、市が報道発表したことを受け、「学校給食食材の異物混入防止対策の徹底」を、全ての登録業者宛て複数回依頼・周知しました。・製造過程が原因で物資交換等の対応に至るような事例を減らすために、健康福祉局食品安全担当の協力の下、給食物資納入業者に対する異物混入防止に関する研修について、3業種(パン・食肉・豆腐)を対象に計4回実施しました。【指標4関連】

・給食物資が起因しての食中毒の事故を防止するため、過去の検査件数の実績等に基づき、市から、食材の大腸菌群、 腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、セレウス菌等の微生物検査については計107件以上の検査を、保存料や着色料、 ヒスタミン等の理化学検査については計106件以上の検査を、それぞれ実施することを求められている中で、民間検査機 関による助言を得ながら選んだ検査食品数60品目(市が実施する品目を除く。)を対象に、微生物検査を計131件、理化 学検査を計127件、それぞれ民間検査機関に依頼・実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。

評	評 価(Check)												
本市	†施策	推進に関する指標		目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
Г	給食停止等の発生件数			目標値		0	0	0	0				
1	説明	給食物資が原因とな 止等の発生件数	る給食提供停	実績値	0	0				件			
	学校約	哈食用物資納入業者	登録数	目標値		28	28	28	28				
2	説明	学校給食用物資の. ために登録された業	実績値	28	28				社				
	物資の交換等による対応数		数	目標値		87	84	81	78				
3	説明	学校や学校給食センターからの連 説明 絡により、物資の交換等の対応をし た件数		実績値	90	90				件			
	食中			目標値		0	0	0	0				
4	説明 給食物資が起因の食中毒発生件数			実績値	0	0				件			
	に対	指標1 対する達成度	а				•	•	•				

指標1 に対する達成度	а
指標2 に対する達成度	а
指標3 に対する達成度	b
指標4 に対する達成度	а

- a. 実績値が目標値以上
- b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満
- c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・計約11万食分の安全な給食物資を、日々、安定的に確保し、年度を通じて、全小学校(114校)、特別支援学校(4校)、中学校自校調理校(4校)、各学 校給食センター(3箇所)に安定供給することで、給食物資が原因となる給食提供停止(指標1)や食中毒(指標4)を発生させることなく、概ね、各校にお ける安全・安心な学校給食の提供に寄与しました。 ・学校給食用物資納入業者登録数(指標2)については、新規登録者の増までは至らなかったものの、現状の登録業者数を維持することで、一定の競争

性を担保しつつ、引き続き、安心・安全かつ持続的な物資供給体制の確保に寄与しました。 ・物資の交換等による対応数(指標3)については、令和4(2022)4月に発生した物資納入業者の製造過程が原因となる給食物資への異物混入事案を 受け、各学校・給食センターにおける給食物資の検収をより慎重に行ったことも影響し、目標値を上回る対応数となりましたが、安全性を確保するため、 給食実施に支障が出ないよう、丁寧かつ迅速に交換や代替品等による対応を行ったほか、全ての納入業者に対する未然防止に向けた働きかけや注意 喚起の徹底、納入業者を対象とした異物混入防止に関する研修を実施することなどにより、製造過程における物資の交換等が生じる事態を極力抑えら れるよう努めました。

本市に よる評価

達成状況

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった

区分

- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

物資の交換等による対応数(指標3)については、令和4(2022)年4 月に発生した給食物資への異物混入事案を受け、より慎重な対応を 求められたこともあり、目標値を上回ってしまったものの、毎日約11万 食にも及ぶ給食物資を安定確保し、年度を通して給食物資が原因と なる給食提供停止(指標1)や食中毒(指標4)を発生させることなく、 -定の物資納入業者数(指標2)や競争性を確保しながら、継続的・ 安定的に提供しており、学校給食事業の円滑な運営に寄与したため。

区分選択の理由

_										
行政サービスコスト			目標·実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	事業別	川の行政サービスコス	スト	目標値		5,843,392 (5,843,392)	5,863,685 (5,863,685)	5,873,078 (5,873,078)	5,845,065 (5,845,065)	千円
ľ	説明 (直接事業費)			実績値	5,403,734 (5,403,734)	5,725,637 (5,725,637)				TH
		サービスコスト 対する達成度	1)	2). 実績値が 3). 実績値が	目標値の100% 目標値の100% 目標値の110% 目標値の120%	以上~110%未 以上~120%未				

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・今年度は円安や原油高が急速に進み、原材料の高騰が続いたため、多くの食材価格が上昇しましたが、1食当たりの献立の単価に大きな増額が生じないよう、市と調整し、物資の選定を行いました。給食会としては、物資選定の際、予定価格を大きく上回る事業者の物資は参加対象外とし、献立の単価に大きな影響が生じないように対応しました。

本市に
よる評価

	区分		区分選択の理由				
費用対効果 (「達成状況」と「行政 サービスコストに対 する達成度」等を踏 まえ評価)	(2). 概ね十分である	(1)	行政サービスコストの実績値を目標値未満に抑え、かつ、毎日約11万食にも及ぶ学校給食を提供するに当たり、年度を通して給食物資が原因となる提供停止等を発生させず、安全で安心な給食物資の安定的な供給が行えたことから、費用対効果は十分であると評価できるため。				

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	I	・学校給食用物資納入業者登録数及び競争性を保ちつつ、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に係る調査・視察・指導等を循底していきます。 ・また、上記の取組を継続的に行うことで、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を本市の学校給食に支障なく納品できるようにし、給食停止及び食中毒発生の未然防止や物資の交換等の縮減等を図ることで、安全・安心な給食物資の安定的・継続的な供給につなげていきます。 ・さらに、製造過程が起因しての令和4(2022)年度の異物混入事案やこれに伴う物資の交換等の対応数の増の状況を踏まえ、令和5(2023)年度については、既存の取組に加え、学校等から物資に関する連絡を受けた内容を市健康福祉局とも情報共有し、異物混入等による物資の交換対応が複数回発生した業者に対しては、市健康福祉局との合同調査などにも取り組んでいきます。 ・行政サービスコストについては、現状も、事業の実施に係る経費が必要最小限となるよう効率的な事務執行に努めておりますが、引き続きコスト意識を持ち、安定的な事業運営を推進していきます。

本市施策推進に向けた事業取組②(令和4(2022)年度) 成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進 (Plan) 計 川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する 食育推進コンテストの後援、給食会だより等の発行と学校への配布、給食食材を活用した食育事業等を通して、成長期 現状 における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。 ・食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。 ・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成し、GIGA 行動計画 端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえるよう取組を進めていきます。また、教材を視聴した児童にアンケートを 実施し、食育教材の成果と課題を検証します。 ・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育動画を市と連携しながら作成します ・身近な地域で生産された給食物資を題材にした食育教材を小学校7校に紹介し、GIGA端末等を活用して、児童に対する食育の推進を図ります。視聴した児童にアンケートを実施し、実施内容等の充実に向けた検討を進めます。 具体的な取組内容 ・また、川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主 催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行等を実施します。

実施結果(Do)

【指標1・2関連】

・学校給食で使用している牛乳を題材とした食育教材の動画を、市の意向を踏まえつつ、雪印メグミルク株式会社の協力 を得ながら、作成しました。

・作成した食育教材の動画について、小学校7校に紹介し、給食時や朝の学級指導等の際に、5年生の児童計832名に GIGA端末等を活用しながら視聴してもらいました。また、視聴した児童にアンケートを実施し、実施内容の理解度等も確 認しました。

本市施策推進に向けた 活動実績

・今後、1年間を通した生産工程の状況や生産者へのインタビュー等を交えながら、県内で生産されるお米を題材とした 食育教材を作成していくため、全農かながわを通じて、学校給食で使用するお米を生産されている農家の方を紹介いた だき、収穫風景等の撮影を行いました。 【その他】

・川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催す る食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全 な食生活に関わる食育活動を推進しました。

評	評 価(Check)											
本	本市施策推進に関する指標				目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	食育教材を活用した学校数			目標値		7	24	114	114			
1		説明	食育教材を活用した	<u>-</u> 学校数	実績値	2	7				校	
	食育教材を視聴した児童の理解度			目標値		87	88	88	90			
2	2 説明 アンケートによる教材視聴者の理解			実績値	95	98				%		
		に対	指標1 対する達成度	a	c. 実績値が	現状値(個別設策 目標値の60%以	上~現状値(個		- -			
	###2 に対する達成度											

・雪印メグミルク株式会社の協力のもと、牛乳を題材とした食育動画を作成し、市立小学校7校の5年生の児童計832名に視聴してもらいました。また、フ ・ケートについては817名の児童から回答があり、実施内容の理解度等を確認したところ、「よくわかった」 「だいたいわかった」と回答した児童は約98% となり、「神奈川県で多くの牛乳が作られていたことを初めて知り、驚いた」や「牛乳の大切さがよく分かり、これからは残さず飲みたいと思った」など、牛 乳に対する見方が変わったという感想が多く寄せられ、子どもたちの牛乳の地産地消に対する理解促進につながり、今後の牛乳の飲み残しの減少も見 込まれ、当該7校における食育の推進に寄与しました。

		区分		区分選択の理由		
本市による評価	達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	Α	・GIGA端末等を活用して、給食で使用されている食材に関する食育動画を7校で視聴してもらい、受講者アンケートを実施した結果、回答した児童のうち、約98%の児童から理解を得られており、児童への食育の推進に寄与する取組として一定の成果があったため。		

改 善(Ad	ction)	
	方向性区分	方向性の具体的内容
を踏まえた 今後の取組の	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	・限られたマンパワーの中においても、GIGA端末等を活用しながら、継続して食育関連事業を実施していくことで、学校給食で提供される食材や製品に対する児童の理解を深め、市施策における食育の推進の一助となるよう、取組を推進していきます。・また、令和4(2022)年度から作成を進めている、生産工程の状況や生産者へのインタビュー等を交えた、県内生産米を題材にした食育教材について、引き続き、作成を進めていきます。・さらに、継続して、川崎市ハ学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行等を実施します。

2. 経営健全化に同	向けた取組①(令和4(2022)年度)
項目名	安定的・継続的な事業運営
計 画(Plan)	
現状	・これまでも、コスト意識を持った効率的な事務執行体制の構築を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてきました。・令和2年度までの学校給食費の剰余分については、公会計化に伴い、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。
行動計画	今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、必要に応じて学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、引き続き回収に努め、回収した未納給食費は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。
具体的な取組内容	・引き続き経費節約を意識した効率的な事務執行を行うことで、正味財産を維持し、安定的・継続的な事業運営に努めてまいります。 ・令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、学校訪問等により状況を把握した後、催告状の送付や電話催告及び家庭訪問等を行い、きめ細やかな取組により引き続き回収に努めてまいります。なお、回収した未納給食費については学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。

公益財団法人川崎市学校給食会

所管課

教育委員会事務局健康給食推進室

法人名(団体名)

実施結果 (Do) 【指標1・2関連】 ・事務運営費の多くの割合を占める人件費について、勤務時間内に業務を終える等の対応を講じました。 ・紙で製本していた「事業計画及び収支予算書」は令和3年度に引き続き、電子データ化しました。 【その他】 ・令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、学校訪問等により状況を把握した後、催告状を89件送付した他、電話催告を45件、家庭訪問を60回実施しました。

評	価	(Check)								
経営	怪営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	正味財産の推移		目標値		24,007	23,432	23,144	23,000		
1	説明	コスト意識を持った効率的な事務執行による正味財産の維持	実績値	25,157	25,038				千円	
	経常収支比率		目標値		100	100	100	100		
2	説明	経常収益と経常費用の割合	実績値	99.9	100				%	

指標1 に対する達成度	а	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満
指標2 に対する達成度	a	d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
	往上	コメント(均振に対する達成度やその他の成果等について)

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・可能な限り勤務時間内に業務を終えることや「事業計画及び収支予算書」の電子化による印刷製本費の削減等に取り組んだ結果、正味財産が25,038 千円、経常収支比率が100%となり、いずれも目標を達成することができました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	Α	コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経 費節約や収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営 を行ったことで、「経常収支比率」は100%となり、「正味財産」も目標値 を下回らないように維持することができたため。

改善(A	ction)		
	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・引き続き、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行うため、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行に取り組んでいきます。 ・令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、必要に応じて学校訪問等により 状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等のきめ細やかな取組により、引き続き回収に努め、回収した未納給食費は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。

法人名(団体名) 公益財団法人川崎市学校給食会 **所管課** 教育委員会事務局健康給食推進室

3. 業務・組織に関する取組①(令和4(2022)年度) 公益法人会計基準に則った会計処理 (Plan) 画 本法人は、給食物資の調達や令和2年度以前の学校給食費の未納金の債権管理など、年間約50億円の事業を担い、そ の収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。給食物 資に係る業者への支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機 現状 能を備えています。 事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほか に、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計 行動計画 処理を行っていきます。 日々の収支に係る会計伝票等の複数人によるチェック、代表理事と業務執行理事による事業確認に加え、年11回予定し 具体的な取組内容 ている公認会計士の会計確認・定期指導等を確実に実施することで、正確で透明性のある会計処理を行います。

実施結果(Do)

【指標1関連】

・日々の収支に係る会計伝票等は、複数人でのチェック、代表理事と業務執行理事による事業確認を確実に実施したほか、公認会計士による年11回の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを確実に履行し、正確で透明性のある会計処理を行いました。

業務・組織に関する 活動実績

<u> </u>	評 価(Check)										
業	業務・組織に関する指標			目標·実績 R3年度 (現状値)		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	公認会計士による定期的なチェックの履行 率		目標値		100	100	100	100			
1	説明 公認会計士による定期的なチェック の履行率		実績値	100	100				%		
	(=3	指標1 対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載							

・当法人においては、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認の履行等を通じ、不正行為やコンプライアンスに反する事案等の未然 防止に努めることで、令和4(2022)年度についても、不祥事事案を1件も発生させることなく、正確で透明性のある会計処理としました。 本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	・公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票のチェックを確実に履行することで、正確で透明性のある会計処理が行われているため。

改善(A	ction)		
	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善きを行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	•	・引き続き、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認を確実に履行することにより、適正な会計処理及び会計の透明性を確保するなど、不正行為等の未然防止に向けた取組を推進していきます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室						
#26 /U/#!-B ナフロ/0/ / / / / /									

業務・組織に関する	取組②(令和4(2022)年度)
項目名	職員の資質向上に向けた取組
計 画(Plan)	
現状	公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人を参加させています。また、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。
行動計画	公益財団法人に関する各種手続を理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。
具体的な取組内容	・全国公益法人協会等が開催する研修会に職員を派遣します。また、職員の資質向上のための内部研修を実施するとともに、物価動向については、随時、法人職員用に情報を取りまとめ、給食会職員に配布します。 ・不祥事防止の取組の一環として、各職員が服務チェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認することで、不祥事を未然に防止し、適正な職務遂行を行ってまいります。

実施結果 (Do) 【指標1関連】 ・全国公益法人協会が開催する研修会に年10回、職員を派遣しました。また、今年度は改正電子帳簿保存法、財団・社団の不祥事とその留意点、インボイス登録申請期限と直前対策等の内容で、計6回の内部研修を行いました。・市内の給食物資納入業者を対象に、市健康福祉局の協力の下、「異物混入防止とHACCPに沿った衛生管理研修」を業種ごとに計4回開催し、それぞれの業種における異物混入事例をまとめて資料として提供した他、職員を交代で派遣し、事業者側の参加者と意見交換しながら異物混入を減らす対策を一緒に考え、共有することができました。・物価動向についての通年での自己研修1回分として、物価情報をとりまとめた資料を年間34号作成し、職員に配布・周知しました。 【指標2関連】 ・不祥事防止の取組の一環として、各職員が服務チェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認できるよう、8月と1月の年2回実施しました。

評 価(Check)											
業系	終・組織に関する指標		務・組織に関する指標		目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	法人職員対象の研修会への参加、内部研 修会の開催		目標値		17	17	17	17			
1	説明	各種研修会への参加回数、内部研 修会の実施回数	実績値	17	18				回		
	服務チェックシートの正答率		目標値		100	100	100	100			
2	説明	法人職員に対し実施する服務チェックの正答率	実績値	-	100				%		

指標1 に対する達成度	а	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満		
指標2 に対する達成度	a	d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載		
法人コメント(投煙に対する達成度やその他の成果等について)				

今年度は、全国公益法人協会が毎年定例的に実施している研修への参加や内部研修を実施したほか、物資納入業者を対象とした「異物混入防止と HACCPに沿った衛生管理研修」に職員を派遣し、事業者側の参加者と意見交換しながら異物混入を減らす対策を一緒に考え、共有したことで、給食会 職員としての資質向上を図ることができました。また、不祥事防止の取組の一環として、法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範や ルールを再確認できるよう、年2回、全職員に服務チェックシートを用いて実施し、適正な職務遂行に繋げました。

本市による評価	
---------	--

	区分		区分選択の理由		
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	Α	・法人職員として必要な知識の習得及び資質向上につながる効果的な研修を年18回実施し、目標値を上回ったほか、各職員が服務チェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認し理解したことにより、コンプライアンス意識の向上や適正な職務遂行に寄与したため。		

改 善(Action)							
	方向性区分		方向性の具体的内容				
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	I	・研修会については、今後も現状の実施回数を維持しつつ、法人職員としての必要な知識の習得や資質向上につながるよう、外部研修への参加促進や内部研修の内容の充実・改善等を行っていきます。 ・引き続き、各職員が服務チェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認し理解することにより、不祥事を未然に防止し、適正な職務遂行を行ってまいります。				

●法人情報 (1)財務状況 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 収支及び財産の状況(単位:千円) (一般正味財産増減の部) 経常収益 5.408.665 5.744.606 経常費用(事業費) 5,400,963 5.732.291 Œ 経常費用(管理費) 11,449 11,380 味 うち減価償却費 1.27 1.135 財 当期経常増減額 △3,746 934 産増 経常外収益 減 経常外費用 1,054 237.274 計 税引前当期一般正味財産増減額 △241,020 △120 恤 当期一般正味財産増減額 A 241 020 A 120 (指定正味財産増減の部) 当期指定正味財産増減額 正味財産期末残高 25.157 25.038 流動資産 541.676 520 472 固定資産 8.444 5.015 甞 521,533 503,878 総負債 借 ່林 流動負債 520.401 499,115 H 固定負債 4,764 1,132 表 正味財産 25,157 25.038 指定正味財産 1 000 1 000 一般正味財産 24.157 24.038 主たる勘定科目の状況(単位:千円) 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 経常収益 事業収益 5.345.868 5.677.961 経常費用 基本物資代金支出+副食物資代金支出 5,345,868 5,677,961 総資産 特定資産 1.132 1.358 総負債 有利子負債(借入金+社債等) 本市の財政支出等(単位:千円) 令和3(2021)年度|令和4(2022)年度|令和5(2023)年度|令和6(2024)年度|令和7(2025)年度 補助金 4.732 4.204 負担金 委託料 5,403,734 5,740,197 指定管理料 貸付金(年度末残高) 損失補償・債務保証付債務(年度末残高) 出捐金(年度末状況) 1.000 1.000 (市出捐率) 100.09 100.09 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 財務に関する指標 流動比率(流動資産/流動負債) 104.3% 104.19 有利子負債比率(有利子負債/正味財産) 経堂収支比率(経堂収益/経堂費用) 99 99 100.09 正味財産比率(正味財産/総資産) 4.79 4.6 経常費用に占める市財政支出割合 99.99 100.0% ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用) 経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益) 100.0% 100.0% 法人コメント 本市が今後法人に期待することなど 現状認識 今後の取組の方向性 ・1日約11万食分の物資を一括購入することにより、品質の良 い食材を安定的、継続的に供給し、調理する学校や学校給食 センターへの確実な配送により、安心・安全な学校給食の一端 ・ 令和2(2020)年度以前の学校給食費の未納金について、各 ・当法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調 年度中に回収した未納給食費は、市に譲渡することになりますが、今後もより一層、未納の回収に努めてまいります。 ふ本川子(水前良い(根料で火とき)に、新泉の川戸(水美地)に 可欠な法人です。しかし、当法人の事業内容には収益性がな く、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めることも 困難であるため、引き続き、市からの委託料及び補助金により 、組織運営に必要な人件費、事務経費等を執行してまいりま すが、今後も効率的・合理的な事務執行に努めることで、安定 を担っています。調達方法も学校給食物資納入指定業者による入札や物資選定委員会等により決定し、品質と安全性を保っています。なお、経常収益・費用ともに前年度から増となった主 ・回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費を、市が受け 入れ、「学校給食運営基金」に積み立てることによる正味財産 の減少はございますが、引き続き、ユスト意識を持った効率的 合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を な要因は、令和3(2021)年度と比べ、物価高騰により、給食物 資費用が増加したことによるものです。 意識した安定的・継続的な事業運営を行ってまいります。 学校給食費の公会計化に伴い、令和2(2020)年度以前に本 的・継続的な事業運営の維持に努めていただきたいと考えま 法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の未納金のうち、令和4(2022)年度中に回収した未納給食費1,054千円につ いては、市への繰出額として、「経常外費用」に計上し、協定し 基づき市へ譲渡しました。このことにより、当期一般正味財産 増減額は、120千円の赤字となったものです。 (2)役員・職員の状況(令和5年7月1日現在) 非常勤(人) 常勤(人 슴計 (うち市OB) 合計 (うち市在職) (うち市OB) (うち市派遣) 殺員 0 4 0 0 0 職員 【備考】 ●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

今後の方向性

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針(令和4年度~令和7年度)」に基づく、令和4年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、上記方針に基づく初年度の評価となるものであり、各取組事業等において、新型コロナウイルス感染症からの回復傾向が見られる中、想定以上の回復状況も踏まえた今後の適切な方向付けのため目標変更を行うなど、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し 出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました。当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光·地域活力推進部	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健医療政策部	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加·就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- ・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- ・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています(各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照)。
- ・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるように しています。

AND . 法人(担保事) 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 k市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組 CONTRACTOR OF THE PERSON NAMED IN 1) WEET 法人名(団体名) 経営改善及び連携・活用に関する 営工資用(売上清価) 営業資用(販売費及び一般管理費) 55.延長衛が長 **RESS 果里水田井** 実施15県 (De) 冥宝の資用 *84 接人の無理 野菜製品 (市価値差別に向 た込物末額 税引用地開降利用 *#6 进制物值 世史教徒 In sec. (8) minis. 資本会 実施後が自復復以上 実施後が現状後(報別設定値)以上一目機億未満 実施後が目標後の60%以上一環状後(格別設定値)未満 実施後が目標後の60%以上 現状線 日暮後 (今龍4 (今龍3 (今龍4 (今龍4 (今龍4 日2012)年 (2012)年 (20 合計画上間連する 486 人の取組と関連する お報え に対する高速度 ※個別的家債者投資している場合は指揮の投稿機に起き ・(指揮に対する家庭性やその機の確認等について) 8200 連ずる市の分野別計画 3. 泉書・祖僚に関する取住 医中毒物的物理 | | 京会 | 日本後 | (今本 (今本 (今本 (2017)年 (2017)年 (2012)年 | 年 (2017)年 (201 本物による評価 416 製造に関する影響 製出を対象例を/対象数数 祖会と日本 日標報以上、6. 現状報以上~日標報未満、c. 日標達成率60%以上~現状額未満、c. 日標達成率60%未満】 事業別の行政サービスコス Bette ※以、自用機能上上、表式機能上上・個種集業者。に目標是最多やMALE 一致地象系と「自用基底等が失為」 日本サービスカストは「大地球を設定いては、現場が日本的の地球を上、現場が目前的のが地上した。以外は大きた。 ※以入、目標を運収上、は、世球目標を選加上、に、国際来運収が与からからかっ変の重が合った。O、現代を下回らたのが今んかた。E、限をを掲げて回った。 ※以入、日標を運収上、と、世球目標を選加上、こ、国際来運収が与からが一変の重要が合った。O、現代を下回らたのが失うない。 ※以入、日本の本意が表し、日本の意とした。O、中や不すりである。(Q、千分で308) **行会保证单、图14行会保/经济**营 30810 **英位工士(4) 日本位立/日本会当** 1006年2上一11096年2月 1006年2上~19096年2月 法人及び本市による総括 た和3(2021)年度取銀評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】 取締の方由外 1、原状のほと数据を開始 3、密像の表面しては取扱の の数を行い、取扱を開始 は、状況の変化により取扱を 性も

≪取組評価シートの様式イメージ≫

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

- ●各達成度の基本的な考え方
- a.実績値≥目標値 b.目標値>実績値≥現状値(個別設定値) c.現状値(個別設定値)>実績値≥目標値の60%
- d.目標値の60%> 実績値
- ●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合
- ⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)
- ●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合
- ⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。
- ●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)
- ⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。
- ●0に抑えることを目標にしている場合
- ⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。
- ●下がることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
 - a. 目標値≥実績値 b. 現状値(個別設定値)≥実績値>目標値 c. 目標値の1/0.6≥実績値>現状値(個別設定値)
 - d. 実績値>目標値の1/0.6
- ●範囲内となることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
 - a. 目標値の下限値≤実績値≤目標値の上限値 b. 想定なし
 - c. 目標値の下限値の60%≤実績値く目標値の下限値、又は、目標値の上限値く実績値≤目標値の上限値の1/0.6
 - d. 実績値 < 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1/0.6 < 実績値

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

	Ī	事件	列1	事件	列2	事	例3	事係	列4	事例	i]5
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
а	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
С	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指	標の数)→	3.00		2.67		2.00		1.33		0.33
V+ -1: 11: VP											
達成状況区	分	指標に対	する達成度	の半均点							
A. 目標を達成した			3		'						
B. ほぼ目標を達成した		2.	<u>5以上~3未</u>	≒満 '							
C. 目標未達成のもの 一定の成果があっ	t <u>-</u>		以上~2.5表	未満							
D. 現状を下回るものか		0.5	以上~1.55	未満							
E. 現状を大幅に下回	った		0.5未満		•						

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その 選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(一)の場合、セルに斜線(\)を入力。)

行政サービスコスト 達成状況 に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	1(1) 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した		(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

[※]行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1)から4)となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

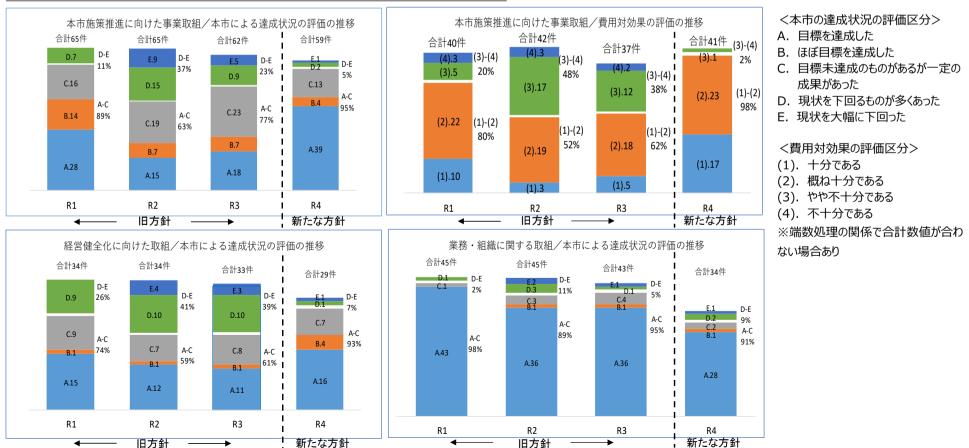
④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ. 目標の見直し又は取組 の改善を行い、取組を 継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ. 状況の変化により取組 を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

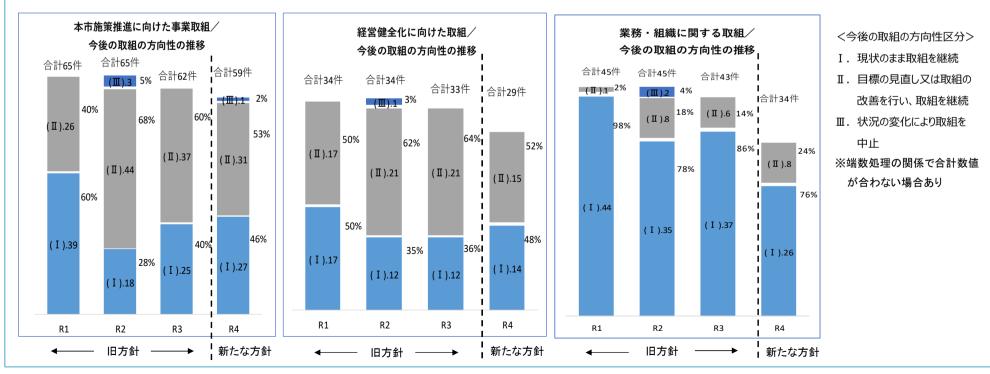
3 令和4年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で59件の取組(うち41件の取組が費用対効果の評価あり)があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約98%と、**コロナからの回復、実施手法の工夫等により着実に成果を上げている取組が多くなった一方**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約2%と、**コロナの影響が少なからず残る中で目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、「D又はE」となったものが約7%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られているところです。
- ・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約91%、「D又はE」となったものが約9%と<u>概ね適正な状</u> 況を保持していますが、特にEとなったものには留意が必要です。
- ・令和4年度は、新たな方針に基づく初年度の評価であり、取組項目が変更となっているものもあることなどから、令和3年度以前との単純比較は出来ないものの、**達成状況** の評価の推移等からは、コロナからの回復がうかがえます。何れの取組においても一定以上の効果があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、コロナからの想定以上の回復状況等も踏まえた上で、各取組における適切な方向付けを行い、取組を推進することも求められます。 さらに、今般の物価やエネルギー価格の高騰など社会経済環境の変化に伴うリスクを的確に捉え、事業見直しなどを含めて対応する視点も必要です。



4 令和4年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和4年度の今後の取組の方向性が、「I」となった約46%、48%、76%のものについては、引き続き、法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。
- ・各取組において、令和4年度の今後の取組の方向性が、「II」となった約53%、52%、24%のものについては、**その要因を分析し、** 出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていくことが求められます。
- ・ただし、令和4年度の今後の取組の方向性が「II」となったものの中には、**方針策定時以降のコロナからの想定以上の回復状況を踏 まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和 5 年 4 月に川崎市住宅供給公社へ移管することになった、川崎市まちづくり公社の「市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援(ハウジングサロン運営事業)」となっています。



令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会 会長 伊藤 正次

令和4年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議 結果について

令和5年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出 資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和4年度の 取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用 に関する取組評価」の審議結果

令和5年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について
- 2 評価全般に関する審議結果について
- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容
- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
- (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和4年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、新たに策定した各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の初年度の評価となるものであり、 評価全般に対し、各取組事業等における新型コロナウイルス感染症の影響からの想定以上の回復状況等も踏まえた、今後の 適切な方向付けについて審議を行うとともに、個別の評価については、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要 とされるものや、社会経済環境の変化や、一層の取組の推進を図るため目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計 122 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。 評価に当たっては、前述した 122 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 98%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、実施手法の工夫等により着実に成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 2%と、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからず残っていたことなどもあり、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 93%、「D 又は E」となったものが約 7%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られているところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 91%、「D 又は E」となったものが約 9%と、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、E となったものには留意が必要である。

上記取組について、令和4年度は、新たな方針に基づく初年度の評価であり、旧方針から取組項目が変更となっているものもあることなどから、単純比較は出来ないものの、達成状況の評価の推移等からは、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復がうかがえる。何れの取組においても一定以上の効果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症の影響からの想定以上の回復状況等も踏まえた上で、各取組における適切な方向付けを行い、取組を推進することも求められる。さらに、今般の物価やエネルギー価格の高騰など社会経済環境の変化に伴うリスクを的確に捉え、事業見直しなどを含めて対応する視点も必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組や今後に課題のある取組への対応

<本委員会の意見>

全般的には新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあり、一部では想定以上に回復しているような状況において、成果が出ていない取組や、また、今後に課題のある取組については、改善に向けた取組内容の明確化、環境の変化等に応じた対応等が必要と考える。

<市の見解>

目標未達成となった取組については、取組評価を実施する際の原因究明を踏まえた改善に向けた取組を、客観性を高める

観点から、可能な限り数値等で定量的に示す等により実施することが重要と考える。また、今後に課題のある取組においては、取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、必要に応じて法人としての役割の整理等を行いながら実施していくことも必要と考える。

イ 環境の変化等に応じた迅速な目標の再設定について

<本委員会の意見>

令和4年度取組評価は、全般的に良好な結果であると言えるが、現状に満足することなく、環境の変化によって当初の目標を上回る結果を達成した場合は、より高い目標を設定し直す一方、当初の目標の実現自体が困難となるような環境の変化があった場合には、いかに早くリカバリーするのかといった視点に立ち、迅速に目標設定をし直すといったことを今後の課題として考える必要がある。

<市の見解>

目標変更について、令和4年度取組評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復状況等を踏まえ行っているところであるが、今後についても、目標の到達状況や、社会経済環境の変化による影響等を踏まえるとともに、目標管理の適正性と柔軟性のバランスも考慮し、検討する必要があると考える。

- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
かわさき市民放送	目標値の変更における程度の理由として	自社ワイド番組は、スポンサー番組など販売の対象となる放送枠
の放送事業につい	「自社ワイド番組の放送時間の中で拡大で	を除いた放送枠で、平日では午前4時間と午後3時間の1日約7
て	きる目標値に変更する」とあるが、「自社	時間が自社ワイド番組となります。この自社ワイド番組内で、地
	ワイド番組」とはどのようなものか。	域に密着した情報や市政情報、災害情報を発信するなどして、各
		指標の数値をカウントしています。
		当該指標「市民の放送参加人数」の目標値変更については、当初、
		コロナ禍でスタジオに多くの方を招きづらい状況が続くことを踏
		まえた目標値としていましたが、令和5年度以降は、新型コロナ
		ウイルス感染症が落ち着き、スタジオの入出制限も解除した令和
		4年度の実績を踏まえ、1日約7時間の自社ワイド番組の中で、
		可能な限り拡大できる目標値として、令和5年度(変更前845件)
		1,400 件、令和 6 年度 (887 件) 1,450 件、令和 7 年度 (930 件)
		1,500 件に変更しようとするものです。

川崎冷蔵の冷蔵・ 冷凍保管業務事業 について 卸売市場機能の歴史的転換点にあり、従来型一辺倒の営業姿勢ではダメではないか。 卸売市場自体の機能転換、多様化などと一緒に「今後の経営方針」を考えるべき。

北部市場では、現在、施設の老朽化や社会経済環境の変化に対応するため、全体的な機能の更新について検討しており、令和5年度内の策定を目指す「北部市場機能更新に係る基本計画」(以下、「基本計画」)において、食品流通拠点・災害対応拠点としての機能の強化、卸売市場の維持管理・運営の効率化、卸売市場事業特別会計の健全化等に関する基本的な考え方を示すこととしております。

川崎冷蔵(株)の現時点の中期事業計画は、場内事業者のニーズの取込み、場外事業者への効果的な営業展開等を通じた経営改善による安定的な運営の確保を目指す内容となっておりますが、基本計画で示される市場機能の考え方を踏まえ、今後の市場に求められる冷蔵・冷凍施設の経営のあり方・方向性等の状況に応じて、中期事業計画の修正等を検討してまいります。

加えて、今後も、営業活動の強化、情報発信による販売機会の確保を行うとともに、冷蔵・冷凍施設の利用者増による収益改善等に向け、水産物部だけでなく、他部門も含めた北部市場全体の需要の掘り起こしや既存顧客への営業等に努めてまいります

身体障害者協会の 中部身体障害者福 祉会館指定管理事 業について 「改善」の欄に「利用増につながる新たな 取組を検討」と記載されているが、現段階 で具体的な取組の例がある場合には記述す ることが求められるのではないか。

指標の一つである中身館利用者数については、コロナからの回復が想定以上に鈍く目標を達成できなかったことから、既存の団体の利用の活性化と、新たな周知先の検討など新規利用につながる会館のアピールや、地域交流の実施等に資する新たな取り組みが必要であると認識しているところです。

新たな取組について、現時点で具体的に示すことは難しいですが、 貸し会議室等の利用増や魅力ある講習会の企画による受講者数の 増に向けて、引き続き、利用団体に新たなニーズをヒアリングし たり、町内会への声かけやコミュニティカフェを通じて地域住民 の意見を取り入れるほか、今後は他施設の取組事例を伺い参考に しながら、利用増に繋がる取り組みを検討してまいります。

なお、上記取組の方向性等については、改善(Action)の方向性の具体的内容に追記させていただきました。

みぞのくち新都市 の魅力あふれる再 開発ビルの管理運 営について

順調な経営が維持されている点、評価できる。その上で、どのような新しい価値を生み出していくのか、定量的な目標はほぼ達成されている中で、経営者として、資本・資源を有効に活用してより大きな付加価値を生み出しくことに取り組む必要がある。

当社は、開発事業の成果を継承・発展させることを目的に設立され、「ノクティ1、2ビル」などの管理・運営業務及び商業施設のテナント誘致や集客・販売促進施策を通じて、継続的な成長につなげる取組を着実に実施し、企業価値や施設価値の向上、地域貢献に取り組み、経営活動により生まれました「利益」につきましては、再開発に多大な御協力をいただきました共有者の皆様へ

の安定した賃料支払いや将来を見据えた設備の投資、地域への貢 献事業に活用してまいりました。 今後におきましても、社会経済状況の変化に対応しながら、お客 様・地域社会・ステークホルダーの皆様に愛されるノクティプラ ザに進化させるため、魅力ある施設づくり、安心安全な施設づく り、環境にやさしい施設づくりなど、将来に向けた企業価値や施 設価値の向上に持続的に取り組み、商業振興とまちづくりの発展 に寄与してまいりたいと考えております。 みぞのくち新都市 調査の方法等によって満足度が下がったこ | 令和 3 年度までは「店内ポスター及びメルマガによる告知により の魅力あふれる再 とで指標を変更するということである。アー回答を誘導するお客様アンケート」にて顧客満足度を調査してお 開発ビルの管理運 ンケートの精度を高めたことで、満足度の一りましたが、回答協力者数の減少、性別・年代別の偏り、コロナ 営について 実熊が明確になり、その結果満足度が低か│禍によるお客様の行動変容などの課題・懸念があったことから、 ったという理解でよいか。 令和4年度より「専門調査機関の保有する生活者パネルのうち、 ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用した ことがある方を対象とした事前抽出(スクリーニング)調査」に調 杳方法を変更しました。 この変更により、コロナ禍においても、性別・年代別の偏りの少 ない多くの方々から回答が得られ、多様化するお客様のニーズの 把握につなげることができましたが、過去の調査と対象母集団等

が異なり、結果の単純比較ができなくなってしまったことから、 令和5年度以降の目標値を、令和4年度調査の結果(63.2%) を基準として、各年度1%ずつ上昇させる形に変更しました。 また、上記のとおり、調査方法や対象母集団等を変更したため、 令和4年度の顧客満足度は、目標値86.0%に対して実績値6 3.2%と目標値を下回る結果となりましたが、当法人としまし ては、社会経済状況の変化に伴うお客様の価値観や生活行動の変 容を把握し、ノクティの更なる進化に向けた前向きな結果だと捉 えており、今後は、この度の調査結果から得られた、店舗、商品、 施設設備、接客、キャンペーン、イベント、広報等の個別の調査 結果を分析するとともに、それぞれの評価点又は改善点を踏まえ た取組を進め、顧客満足度の向上に努めていきたいと考えており ます。

川崎臨港倉庫埠頭 のコンテナターミ について

川崎港戦略港湾推進協議会や市等と連携し て、荷主等の個別ニーズを適切に把握しな ナル管理運営事業 | がらポートセールス活動を実施すること や、国際展示会への出展などのために、ど れだけのコストをかけて、【いつまでに、

川崎港におきましては、官民が一体となって構成する『川崎港戦 | 略港湾推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、 当社は、本協議会の一部会であるポートセールス部会(以下、PS 部会)の一員として事業を推進しております。

令和5年9月にPS部会の取組の一環として、食品物流に特化した いくらの扱い量の増加、収入の増加を実現 | 日本唯一の専門展示会である「フードディストリビューション 2 するのか】という具体的な数値目標を設定する必要がある。

023」に初めて出展し、多くの荷主等に川崎港コンテナターミナルの活用をPRする予定です。川崎港は、コンテナターミナルの背後地に国内随一の冷蔵冷凍倉庫群を有しており、食品を扱う荷主をはじめとした関係者にPRする絶好の機会と捉えております。取組の効果につきましては、即効性を期待するものではなく、繰り返し出展することで、川崎港の認知度を高め、今後のポートセールスに役立つものと考えておりますので、単体の取組でいくら取扱貨物量や収入が増加するかを算出することは難しいものと考えております。なお、出展コストに関しては、PS部会の取組の一環として行いますので、川崎港戦略港湾推進協議会が負担いたします。

ポートセールス費用といたしましては、PS 部会へ納める年会費が 主なものとなります。なお、川崎港全体で見ますと PS 部会を中心 とした活動により費用が発生しますが、官民で費用を分担してい るため、当社が負担している費用のみをもって、ポートセールス 活動の費用対効果を算出するのは難しいと考えております。

令和5年度につきましては、上記展示会への出店やベトナムへ海 外ポートセールスを行うなど、年間を通したポートセールス活動 の実施等により、令和4年度コンテナ取扱貨物量と比較して、1万

		TEUの増加を目指してまいります。
川崎臨港倉庫埠頭	「川崎港発着のコンテナ輸送のブッキング	理由、背景について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う港湾
のコンテナターミ	(予約) がとりにくい状況が続いた」とは	機能の停滞により、コンテナ船の滞船やコンテナ物流の混乱が生
ナル管理運営事業	どういうことか。その理由・背景は。他(東	じ、世界的なコンテナ不足からコンテナ需給が逼迫し、海上輸送
について	京港)等とのベンチマーク分析は。	運賃が高騰しました。また、製造業においては、都市のロックダ
		ウンによる生産調整、調達先の変更、在庫積み増しが起こるなど、
		サプライチェーン全体に影響が及びました。
		上記影響から、定期コンテナ船の寄港スケジュールに大幅な遅延
		が発生し、船会社は、本来寄港する予定だった港湾には寄港せず
		(抜港)、取扱量の多い港湾へ貨物を集中させることを優先しま
		した。
		川崎港においても、主要な仕出地である中国(上海)等のロック
		ダウンの影響などで、貨物量そのものが減少し、また、各船会社
		による航路のスケジュール調整や取扱量の多い港湾への貨物の集
		約化の影響等により、川崎港発着のコンテナ輸送ブッキング(予
		約)が取りにくく、主要顧客が東京港・横浜港へシフトせざるを
		得ない状況となりました。
		ベンチマーク分析については、弊社独自では実施しておりません。
		川崎港においては、官民が一体となって構成する川崎港戦略港湾

推進協議会を中心にポートセールス活動を展開しており、弊社は、本協議会の部会であるポートセールス部会(PS部会)の一員として事業を推進しております。ポートセールス活動の方針、目標設定にあたっては、川崎港戦略港湾推進協議会の PS 部会にて、東京港、横浜港をはじめとする他港の動向を把握した上で、同協議会にて協議し、設定しています。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性	新しい文化を活用した事業収益について、	文化財団が実施する文化芸術事業のうち、浮世絵や能楽は文化資
の確保について	「文化的な価値」=観光業や飲食業、宿泊	源であると同時に観光資源としての価値もありますので、観光案
	業などの付加価値として活用する「総合的	内所である「かわさききたテラス」での広報に加え、令和4年度
	な活用」が重要である。「文化」の価値を、	からは、羽田空港へのチラシの配架を再開するとともに、ホテル
	具体的な付加価値に変換してくれるパート	縁道や東横イン等の宿泊施設へのチラシの配架行っております。
	ナー・連携先を探して、新しい事業を生み	浮世絵ギャラリーにつきましては、旅行会社等との連携により、
	出していくことに取り組んでいただきた	令和4年度は、JR東日本が主催している駅たびコンシェルジュや
	V'o	クラブツーリズムによる浮世絵ギャラリーへのツアーを 7 回実施
		し54名の参加者があり、そのほかにも団体利用が12回ありま
		した。

今後につきましては、川崎市の観光関連部署や観光協会などと引 き続き連携するとともに、歴史文化事業や音楽のまち・かわさき への取組など、他の文化事業においても、新たな収益を確保でき るような企業・団体等との連携について調査研究し、様々な魅力 ある事業の展開に努めていくことを改善 (Action) の具体的内容 に追記しました。 スポーツ協会の自事業の実施結果に対する改善の方向性につ 現在、法人全体の事業の中でのマラソン大会の事業比重(約33%) 立性の向上につい┃いては適切だと考えられるが、かわさき多 がとても大きく、マラソン大会の参加者数や協賛金等の収入によ 摩川マラソンの参加者数によって財団の経 り、財団の収入並びに財政状況が左右されており、その他の収益 7 営状況が左右される現状についてどう評価 確保が重要であることは認識しています。 するか、考慮の余地があるのではないか。 こうしたことから好評のスキー・スノーボード教室を拡充すると ともに、その他市の新規受託事業への参入等を行いながら収益の 確保に取り組んでいく予定です。 また、経営健全化に向けた取組①の改善(Action)に記載のとお り、指定管理事業についても、現状の指定管理者と情報交換をし ながら、スポーツセンターなど、次期期間での参入・獲得に向け て取り組んでいきます。

スポーツ協会の自 外部からの経常収益 55 百万円の内訳は。 7

立性の向上につい┃かわさき多摩川マラソンの募集が低調&新 規協替が2社30万円とのことだが、これに ついては広報・協賛手法の多様化(現物協 賛等) などもっと考えられる点はないのか。 コロナを言い訳にせず、アフターコロナ時 代における業務転換を進めていくべき。ど の程度できているか。

経常収益 55 百万の主な内訳は、かわさき多摩川マラソン約 2,200 万円、トランポリン選手権約 760 万円、指定管理 4 施設の収益(指 定管理料除く、施設利用料、教室参加料等)約1,940万円、その 他受託事業等約640万円になります。

これまでもランニングシューズやドリンク等現物協賛を企業等か らいただいており、マラソンの PR 動画の大型ビジョンでの放映な ど、事業実施を補完する協賛につきましても、積極的に働きかけ を行っております。

昨今の社会経済状況の中で、企業の協賛の拠出も厳しくなってお りますが、商工会議所が新たにマラソンの実行委員に加わったこ とから、商工会議所経由で働きかけるなどして、協賛企業等の新 規獲得に向け取り組んでまいります。

コロナ禍をきっかけとして従前、紙媒体で受付けていた教室の申 し込み等において入力フォームを作成し、オンラインでの受付け に変更するなど、デジタル化とともに業務の効率化を進めていま す。

川崎冷蔵の経常利益の確保について

中期事業計画が達成されると自立的な経営 基盤が確保されるのか、確認する必要がある。中期事業計画を実行することそのものが、自己目的化していないか、検証が必要。また、冷蔵設備は高エネルギー消費施設であり、ゼロカーボンに向けた積極的なエネルギー戦略が必要である。電力価格の高騰の影響をいかにヘッジするのか、ということを抜本的な対策として検討すべき。

経営再建のため平成22年に作成した経営改善基本計画に基づき、これまで経営改善を進めた結果、令和元年度に債務超過を解消しており、令和6年度には長期借入金返済や市の使用料減免措置が終了する見込みです。専門家等の助言も受けつつ作成した中期事業計画に基づき、目標とする売上及び経費を達成し、安定的な利益を確保することが、自立的な経営の確保につながるものと考えております。

また、中期事業計画では、計画の進捗状況について、専門家等も 含まれる「川崎冷蔵株式会社経営モニタリング委員会」に年2回 報告し、指導・アドバイスを受けることとしておりますので、そ の場を活用し、同計画の有効性を確保してまいります。

エネルギー戦略につきましては、これまでも環境対応型の冷凍機の導入やLED化、各種節電等に努めてきましたが、こうした取組を継続するとともに、北部市場の機能更新の際の更なる省エネ対応や脱炭素の取組について、今後市と協議を進めてまいりたいと考えております。

電気料金高騰への対応としましては、電力会社とピーク時間調整 契約を締結し割引を受けているほか、日中に一時的に冷蔵庫の稼 働停止やフォークリフトの充電を夜間に行うなどの節電対策を実

		施しております。現在、北部市場では、市場全体の機能更新に向けた検討が進められている状況であり、ハード面における抜本的な対策が困難な状況であることから、引き続き経費の削減に努める一方で、利用料金への転嫁も含め対応を検討していきます。
川崎冷蔵の経常利 益の確保及び自立 的・安定的な経営の	冷蔵・冷凍保管業務事業における意見と同じく、卸売市場機能の転換期であるという 認識のもと、新たな存在意義を明確にした	冷蔵・冷凍保管業務事業における市の見解と同様となります。
実施について	うえでの「中期事業計画」が必要。そのよ うな内容になっているのか。それを前提に 計画値修正されているのであれば問題な い。	
川崎冷蔵の経常利	目標達成率 30%・回復率 36%の事業であ	新たに作成した中期事業計画における令和5年度から令和8年度
益の確保について	り、問題を解消するため、中期計画の策定	の財務見通しでは、主に光熱費高騰が計画期間中継続するものと
	が行われている。この中期事業計画を反映	想定し、年平均約 4,500 万円程度、経常利益の減額要素として反
	した経常利益がどのように変化し、それが	映しております。
	目標値にどのように変化させているのか。	その結果、「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」 の各年
		度の「経常利益」には、最大約3,000万円程度の影響が出ており、
		令和 5 年度 1,749 万円、令和 6 年度 195 万円、令和 7 年度 522 万

公園緑地協会の運 について

等々力緑地の PFI コンセッション方式によ 営の自立性の向上│る整備・運営が実現した。すべての公園が そうなるわけではないが、現在協会が管理 している大規模な公園には、それが波及・ 影響する可能性が高いと考えられる。その ような社会状況を踏まえ、団体として協会 を存続する意義をあらためて設定しなおす 必要がある。補助を出すことで公益的なサ ービスを提供してもらうことも可能であ り、団体としての存在意義をどう説明する か。

円に推移する目標値に変更するものです。光熱費の影響は川崎冷 蔵(株)にとって影響が大きいことから、状況を注視しつつ、利 用料金への転嫁も含め対応を検討していきます。

令和2年度にパークマネジメント推進方針を策定し、一定の規模 があり、民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収 益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民 活導入の検討対象とすることとしており、等々力緑地や富士見公 園において、民間活力を用いた整備を進めているところです。

本市の緑の基本計画においては、基本施策として緑のパートナー づくり、緑の空間づくり、グリーンコミュニティづくりを位置付 けており、公園の管理だけでなく、緑化やみどりの保全、利活用 などについて、市民をはじめとした多様な主体との協働の取組の 推進が重要と考えております。

これらの推進には、個々で活躍している多様な主体をつなぎ、相 乗効果を生み出す中間支援的な役割(①各主体のみどり活動への 誘引機能、②主体間の媒介機能、③技能伝達機能)が必要であり、 市内全域の管理運営協議会や愛護会との関係を築き、また、人材 バンクを活用することで、上記3つの機能を効果的に発揮できる 協会が担い手にふさわしいと考えており、そこに協会の存在意義

		があると考えておりますが、今後、令和5年度中に協会の担う役
		割等を精査し、協会のあり方について整理したいと考えておりま
		す。
公園緑地協会の運	事業範囲が大きく変革し、今後の中長期収	令和5年度は、等々力緑地再編整備事業の影響で約4,600万円の
営の自立性の向上	支の見通し、事業計画はどうなっているか	赤字が見込まれますが、中長期の見通しとしては、支出を抑制し、
について	(毎年の赤字で剰余金を食いつぶしていく	収益を拡充する両アプローチにより、収支改善を図ってまいりま
	のか、市からの財源補填を増やすのか、自	す。
	己収入増強するのか)。	具体的に、事業計画として支出抑制策は、既存事業のうち、効果
		の見えにくい事業や他団体が実施し重複している事業を解消する
		ことにより事務経費の縮減を図ります。収益拡充策としては、駐
		車場事業における駐車料金や運営手法の見直しによる収益改善
		と、自動販売機事業における設置台数の増設による収益拡大を図
		ります。

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
かわさき市民放送	令和 4 年実績 3,587 件に対して、当初の令	当該指標「認知度向上のための情報発信件数」については、当初、
の認知度の向上に	和 4 年度目標設定 375 件 (達成率 1196%・	特別番組に関する情報を中心に1名で行っていた令和2年度の実
ついて	回復率 551.0%) は他の事業と比較して低	績を踏まえた目標値としていましたが、令和3年度から経営体制
	くすぎないのか。	が代わり、改めて認知度向上が最重要課題の一つと捉えたため、
		令和4年度から SNS 広報チーム(4名)を組織して、SNS による情
		報発信を強化し、令和3年度の実績及び令和4年度の目標値を大
		幅に上回ることができたところです。
		令和5年度以降の目標値は、令和5年度(変更前375件)3,600件、
		令和6年度(450件)3,700件、令和7年度(500件)3,800件に
		変更し、限られた人員の中でも、効果的な SNS による情報発信に
		向け、ツイートのインプレッションやエンゲージメントなどを分
		析しながら、質の向上を図っていこうとするものです。

かわさき市民活動

能力開発のために市内外で開催される研修 センターの法人の一等に参加した法人職員数と、財団が主催す 中核を担う人材の | る研修等の受講者数の双方の記述があり、 確保・育成について | わかりづらい。実施結果の欄には「86の研 修に 3,386 人が参加」とあるが、R4 年度の 実績値は 3,415 人とある。これらは、各種 研修に参加した法人職員の延べ人数と理解 してよいのか。それとも財団主催の研修の 参加者数も含むのか。

人数については、すべて「法人職員の延べ人数」となります。

市民活動推進課の職員が「市民活動推進事業」に係るものを受講 した研修として、23名(外部研修のみ)、青少年事業課の職員が 「青少年健全育成事業」に係るものを受講した研修として、3.386 名(うち外部研修 1,867 名、財団主催の研修 1,519 名)、総務課 の職員が法人運営に係るものを受講した研修として、6名(外部 研修のみ)、となっており、法人全体の合計で、3,415名となりま

また、取組評価シートの実施結果(Do)、評価(Check)、改善(Action) において、統一的で分かりやすい記載となるよう修正を行いまし

公園緑地協会の効 体制の構築につい

協会事業縮小にあたり、等々力関係職員の 率的・安定的な執行 | 配置転換や職員全員のマルチタスク化とは | 具体的にはどのように業務変革することに したのか。

令和4年度は、今まで6名で運営管理していた等々力陸上競技場 業務を職員4名と臨時職員で対応しました。臨時職員では対応で きない夜間帯シフトを職員が負担する回数が増えるなか、場長を 中心にシフトの調整を図り、場長自ら夜間の受付業務や「リーグ 業務を対応するなど、工夫して業務を行いました。

等々力緑地にある本部の管理職職員の令和3年度末退職に伴う職 員補充は行わず、退職職員が担当していた業務については、本部 の既存職員10名全員で兼務等に対応しました。全員で対応した

	業務内容について、総務系としては、理事会・評議員会全般事務、
	国、神奈川県、川崎市等の調査全般事務、経理・庶務事務全般管
	理、みどり係・業務系では、講座・教室等の実施、協会イベント
	関係計画・実施・報告等業務全般、収益事業の計画・立案・実施・
	報告等管理全般などです。

【参考資料】

(1) 委員名簿

(敬和	氏名 弥略・五十音順)	役職等
出石	稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤	正次(会長)	東京都立大学法学部
		東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授
内海	麻利	駒澤大学法学部 教授
藏田	幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事
		東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー
		千葉商科大学 准教授
黒石		PAパートナーズ株式会社 代表取締役/公認会計士

(2) 審議経過

·第1回委員会

令和5年7月11日(火)WEB会議にて開催

· 第 2 回委員会

令和5年7月28日(金)WEB会議にて開催